

1 業務名および適用範囲

子どもアドボカシー教材開発業務委託（以下「本業務」という。）

本仕様書は三重県（以下「県」という。）が業務受託者に委託して実施する本業務に適用する。

2 現状と課題

子どもがＳＯＳを出しているにもかかわらず、学校や児童相談所等の周囲の大人がキャッチすることができず、命を落としてしまった痛ましい事例などを受け、令和６年４月に施行された改正児童福祉法で「アドボケイト」と呼ばれる意見表明支援者が児童相談所や児童養護施設、一時保護所等で、子どもから意見を聴くことが努力義務化されました。

学校においても、いじめ等の人間関係、不登校や学業、進路に関する悩み等を、他の人に相談したり助けを求めたりすることができず、一人で抱えている児童生徒がいると考えられます。

このことから、自ら他の人に相談したり助けを求めることのできない子どものＳＯＳに気づき、一緒に考え行動してくれる「子ども（独立）アドボケイト」を活用する場合の学校の支援体制について検討するとともに、教職員等がアドボカシーの視点をふまえた対応ができるようにしていく必要があります。

3 目的・方向性

本業務は、児童生徒、教職員、保護者が、子どもの権利および子どもアドボカシーについて理解を深めることを目的に、子どもアドボカシーセンターＭＩＥの監修のもと実施するもので、具体的には次の通りです。

- ① 子どもの権利条約の「四つの原則」を確認し、「子どもの権利条約第 12 条の意見表明権」について理解を深める。
- ② 児童生徒、教職員、保護者それぞれが、子どもアドボカシーの担い手であることを確認する。また、自己の権利と他者の権利を尊重し、児童生徒の意見や気持ちを傾聴し、互いにアドボケイトとして支援しあう態度を育む。
- ③ 「子どもアドボケイト」の存在を知り、どのような時に「子どもアドボケイト」を活用するのか、事例を通じて学ぶ。

4 業務実施体制

（１）業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む。）について、書面で報告すること。業務担当者および作業員に変更および追加が発生する場合も同様とする。

（２）連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む。）を提出するこ

と。連絡体制に変更および追加が発生した場合も同様とする。

5 委託業務の内容

(1) 動画教材制作業務

ア 尺・本数

- ① 児童向け「子どもの権利と「子どもアドボカシー」について」動画教材
20分程度×1本、
- ② 生徒向け「子どもの権利と「子どもアドボカシー」について」動画教材
20分程度×1本
- ③ 教職員等向け「子どもの権利と「子どもアドボカシー」について」動画
教材 20分程度×1本

※ ①は小学生3～6年生向け、②は中高生向けを作成する

※ ①②③の尺は目安。併せて60分程度の動画教材とする

イ 企画、構成

- ① 各動画教材の目的をふまえ、対象者にわかりやすい内容とすること。
- ② 各動画教材において、効果的なアニメーションを含める等、教育効果が高まる構成を検討すること。
- ③ 各動画教材は、講義型とすること。
- ④ 動画教材のテーマ「独立アドボケイトの学校での活用例」のストーリーは仮想事例とすること。
- ⑤ 動画教材は、「子どもの権利について学ぶ」「子どもアドボカシーの担い手であることを学ぶ」「独立アドボケイトについて学ぶ」「独立アドボケイトの活用例」等、テーマ別に5分程度のチャプターに分けて作成すること。テーマおよび各チャプターの尺については、県および子どもアドボカシーセンターMIEと協議のうえ決定すること。
- ⑥ 動画教材は、内容や構成イメージ等企画立案し、その内容を県および子どもアドボカシーセンターMIEと協議のうえ決定してから作成すること。
- ⑦ 上記「ア」の児童向けについては小学校3～6年生が、生徒向けについては中高生が視聴することを想定して企画すること。
- ⑧ 学校教育に活用することを想定した表現とすること。
- ⑨ 政治的中立性を損なう恐れがある内容を含めないこと。

ウ 映像制作および編集等

- ① 制作する動画は、県ホームページや、Y o u T u b e、V i m e o等の動画配信サービスで公開できる形態とすること。
- ② 動画制作には商用ソフトによる編集・制作とすること。
- ③ 使用する主言語は日本語とすること。
- ④ 解像度はフルHD以上とすること。
- ⑤ 動画に係る映像・解説内容・字幕などの内容の一切について、県および

子どもアドボカシーセンターM I E の内容確認および修正指示の機会を設けること。

- ⑥ 県が公表する「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に準拠した編集とすること。
- ⑦ 納品後も、軽微な編集については県と相談の上対応すること。

エ 用途

- ① V i m e o、Y o u T u b e 等の動画配信サービスによる公開
- ② 県ホームページによる公開
- ③ D V D による上映

オ 動画制作に付随する連絡調整等

- ① 県、子どもアドボカシーセンターM I E、その他必要な団体等と連絡調整を行い、本業務を円滑に行うこと。
- ② 画像、映像、B G M 等の素材の使用に関しては、オリジナルまたはフリー音源を使用する等、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払い等の手続きを受託者の負担により行うこと。
- ③ 撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影した映像等を使用する際に必要となる調整および撮影許認可等の各種手続きを行うこと。
- ④ 子どもアドボカシーセンターM I E や、その他必要な団体等に対する、打合せや出演にかかる費用については、県が負担する。

(2) 子どもアドボカシー普及啓発資料作成業務

ア 作成資料

- ① 小学生向け「子どもの権利と「子どもアドボカシー」について」普及啓発資料
- ② 中高生向け「子どもの権利と「子どもアドボカシー」について」普及啓発資料
- ③ 保護者向け「こどもの権利と「子どもアドボカシー」について」普及啓発資料

イ 企画、構成

- ① 普及啓発資料は、子どもアドボカシーのポイントをまとめた内容とし、動画教材の効果を高める資料とすること。
- ② 普及啓発資料の形式はM i c r o s o f t 365 アプリとし、枚数は、小学生向け、中高生向け、保護者向けそれぞれA 4 用紙2 枚程度とする。
- ③ 普及啓発資料は、県が提示する資料を元に、内容や構成イメージ等企画立案し、その内容を県および子どもアドボカシーセンターM I E と協議のうえ決定してから作成すること。

ウ 取材、資料制作および編集等

- ① 使用する主言語は日本語とすること。
- ② 内容の一切について、県および子どもアドボカシーセンターM I Eの内容確認および修正指示の機会を設けること。
- ③ 県が公表する「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に準拠した編集とすること。
- ④ 納品後も、軽微な編集については県と相談のうえ、対応すること。

エ 用途

- ① 県ホームページによる公開
- ② 各学校へのデータ送付

(3) デモ動画作成業務

12月25日(木)までに、先行してPR用のデモ動画(1分程度)を作成する。

(4) 留意事項

- ア 教材制作にあたっては、県(担当者)および子どもアドボカシーセンターM I Eと十分協議すること。
- イ 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議を重ねたうえで実施すること。
- ウ 動画の構成に必要な音源、資料等は受託者において入手すること。音源、資料等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続きも受託者において行うこと。また、受託者において入手不可能な場合は、協議のうえ、県が所有している資料等を可能な範囲で提供する。
- エ 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。また、電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- オ 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- カ 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費(交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等)は、全て当初の契約金額に含むこと。
- キ 上記以外でも本事業の効果を促進するための取組については、積極的に提案・実施すること。

6 委託業務期間

契約締結の日から令和8年1月30日(金)までとする。

7 報告書等および成果物の提出

本業務終了後、速やかに事業実績に係る報告書を提出すること。また、報告書とは別に指定する納品期限までに、制作した動画等を県ホームページ、Y o u T u b e 等の動画配信サービスで再生可能なサイズおよびファイル形式でU S B メモリ等の電子媒体に記録した成果物を納品すること。その際、サムネイル画像も制作して納品すること。加えて、プレイヤーによる再生可能形式にてDVDに記録して納品すること。

(1) 報告書等

- ア 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」 (原則としてA 4 版・両面印刷) 1 部 (提出時期：委託業務完了時)
- イ 写真等業務の履行状況が確認できるもの 1 部
- ウ 必要があれば実施内容の説明資料 1 部

(2) 成果物

ア 動画教材制作業務

- ① ウェブアップロード用動画データ一式 (MP 4 形式) (サムネイル画像含む)
- ② プレイヤーによる再生用 DVD 3 枚 (保存用)

イ 子どもアドボカシー普及啓発資料作成業務

P D F データとM i c r o s o f t 365 アプリでデータ加工可能な形式

ウ デモ動画作成業務

- ① ウェブアップロード用動画データ一式 (MP 4 形式) (サムネイル画像含む)

(3) 成果品の提出期限

令和8年1月30日(金) 17 時まで

(4) 納品場所

三重県教育委員会事務局 生徒指導課

8 教材開発スケジュールイメージ

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
作業日程		コンパ 契約	構成 打合せ	動画収録・編集 リーフレット作成				納品

9 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による 不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 県は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
 - (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
 - (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
 - (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
 - (6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

10 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 生徒指導課

担当：中谷 洋祐

TEL：059-224-2332

E-mail：seishi@pref.mie.lg.jp